



令和4年2月25日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿



全国青年税理士連盟
会長 亀川 貴之
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第10下田ビル 7F
電話 03-3354-4162



税理士試験制度についての意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、先般与党より公表された「令和4年度税制改正大綱」において多様な人材の確保を図る観点から税理士試験の受験資格要件の緩和の記載が実現されたところです。

しかしながら当連盟では、さらに税理士試験の透明性・信頼性を高め、税理士としての資質を問う試験にすることが、その受験者数の拡大を通じて、試験合格登録者の多様な人材を確保し、今後の税理士業界の発展、ひいては様々な納税者の権利確保に資するものであると考え議論を重ねました。その検討結果を取り纏めましたので、ここに意見書を提出いたします。

1. 試験問題について

【意見】

理解力・応用力を問う内容の試験問題にすべきである。

【理由】

税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験である。直近の税理士試験の傾向として理解力・応用力を問う内容に変わりつつあるが、いまだ制度の概要等を単純に解答させる内容が散見されることから税法の解釈論など、より理解力・応用力を問う内容にすべきである。

また、試験問題について解答量があまりに多く思考する余地が少ないことから、試験問

題のボリュームについては試験時間内で解答できる程度に抑える、又は試験時間を延長するなど試験時間内に思考した上で解答できる程度にすることが望ましい。

2. 試験における税務六法の貸与について

【意見】

税理士試験に税務六法の貸与を認めるべきである。

【理由】

司法試験においては六法の貸与が認められており、これは六法をすべて暗記する必要性よりも試験問題で問われた内容に対し法律の解釈適用の能力を問うことを重要視しているからと考えられる。税理士試験においても同様に税務六法の貸与を認め、より税法の解釈適用の能力を問う試験問題にすべきである。

3. 試験科目について

【意見】

税法科目については、所得税法、法人税法、相続税法、消費税法の4科目のうちから3科目選択制にすべきである。

【理由】

税理士の使命は「申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること」であり、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する試験としては、申告納税方式である所得税法、法人税法、相続税法、消費税法が適切である。

よつて、賦課課税方式である住民税、事業税、固定資産税（法人住民税、法人事業税については申告納税方式）は試験科目から削除することが望ましい。また、酒税法は申告件数が限られていること、国税徴収法は国税の徴収に関する手続きの執行に関するものであり税理士としての資質を図るための試験科目としては不適切と考えられるため、これらの税目も試験科目から削除することが望ましい。

4. 税理士試験の実施回数について

【意見】

税理士試験を年2回の実施にするとともに合格発表までの期間を短縮すべきである。

【理由】

税理士法第 12 条 2 項において「税理士試験は毎年 1 回以上行う。」とされているところ、年 1 回の試験の実施に留まっており、税理士試験が科目合格制を採用していることも相まって合格年数が長期化する傾向にある。受験機会を増加させることが受験者にとって有益であるため、税理士試験を年 2 回の実施にすることが望ましい。

また、年 2 回の実施にあたり、合格発表までの期間を短縮すべきである。

5. 情報公開について

【意見】

模範解答及び採点基準を公開すべきである。

【理由】

税理士試験においては公式には採点基準や模範解答が存在しない。他の国家試験が細やかな採点基準まで公表している状況と比べると税理士試験の情報公開は不十分と言わざるを得ない。このような状況は税理士試験の信頼性を損なわせるものであり、透明性・信頼性のある試験制度を構築するために模範解答及び採点基準を公表すべきである。税法科目の理論問題の採点基準はその性質上、公表することが困難であるかもしれないが、模範解答は公開できるはずである。

6. 試験会場について

【意見】

税理士試験の試験会場を増やすべきである。

【理由】

令和 3 年度の税理士試験の会場は「北海道・宮城県・埼玉県・東京都・石川県・愛知県・大阪府・広島県・香川県・福岡県・熊本県・沖縄県」となっており、年度によって若干の試験会場の増減があるが、大きくは変わらない。現行の税理士試験は複数回にわたる受験が一般的であり、試験会場から遠隔地に居住する受験者の負担軽減や、都市部を除く地方部における税理士不足を解消するためにも、各都道府県に 1 ヶ所以上の試験会場を設けるべきである。

以上